



(1) 消防機関等からの出動要請基準

救急現場で医師による患者への治療を要する場合にドクターヘリの出動を要請できる。その基準は、次に示す「ドクターヘリ出動要請の基準」によるものとする。

ただし、消防指令室の覚知段階や現場で正確に状況を判断することが困難な場合も予想されることから、原則的には疑いがあれば直ちに出動要請することができる。

(2) 消防機関からの要請方法

出動した現場救急隊又は消防本部の救急指令室から川崎医科大学附属病院救命救急センターに、第1に「ドクターヘリ要請」か「出動要請の事前打診」を告げる  
第2に「ランデブー・ポイント（ヘリと救急隊が合流する場所の確認（例：倉敷-4、〇〇グラウンド））」

第3に「救急隊と支援隊の無線呼出し名称」をCSに伝える。

この時ランデブー・ポイントが複数ある地域では、選択可能であれば極力条件のよい場所を選択するようお願いします。

（ヘリポートの使用承諾は事前又は事後に消防機関にてお願いします。）

また、複数傷病者や特殊な搬送がある場合には、その旨を伝えて下さい。

天候状況が不安定な場合は「そちらの天候はどうですか?」、また他の要請で出動中の場合は「現在出動中のため、〇〇分後になります、それでもいいですか?」等の連絡をする場合があります。

(3) ドクターヘリ出動要請の基準

- a. 生命の危険が切迫しているか、その可能性の高い重篤な傷病者（救急車搬送に10分～15分以上を要するもの）
- b. 重症傷病者で救急車搬送では長時間（概ね30分以上）を要するもの
- c. 重症熱傷・急性中毒・減圧症等の特殊救急疾患
- d. 救急現場で緊急診断処置に医師を必要と判断された場合

